

# 園芸施設 共済

平成31年1月から園芸施設共済が変わります！  
— 補償が拡充されます —

## 通年加入になりました

これまで被覆期間のみだった短期加入を廃止し、ビニールを被覆していない期間も含めた通年補償となります。

## 被害がなければ翌年の掛金が安くなります（危険段階別掛金率）

過去の事故実績をもとに個人ごとに掛金率を設定するので、事故がなければ翌年の掛金が下がります。

## 掛金を少なくすることもできます（小損害不填補）

支払の対象としない金額（小損害不填補）が、新たに①10万円、②20万円を選択できるようになりました。選択した金額が大きいほど掛金が安くなります。

## 小さな被害でも共済金が支払われます

共済金の支払い対象となる損害額を、共済価額の10%から5%に引き下げました。これまでより小さな被害のときも共済金をお支払いできるようになります。

## 大規模施設でも掛金が補助されます

共済掛金の国庫補助（2分の1）の限度額が拡大され、これまでの共済金の合計8千万円から2倍の1億6千万円まで補助されます。



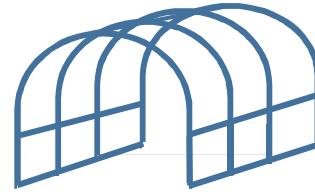
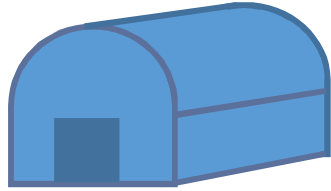
## 1

## 短期加入が廃止となります

これまでの被覆期間だけでなく、未被覆期間も含めた通年加入とすることで、近年多発する異常災害にも対応できる総合的な補償ができるようになりました。これまでは補償できなかった積雪によるパイプの損害などにも対応できます。

被覆期間 1/15 ~ 8/31 (8ヶ月)

未被覆期間 9/1 ~ 1/14 (4ヶ月)



【現行】 加入期間 (8ヶ月)

未加入期間 (4ヶ月)

【改正後】 12ヶ月加入 (被覆期間8ヶ月+未被覆期間4ヶ月)

## Q&amp;A

## Q. 掛金はどうなるの？

A. 被覆・未被覆の月数に応じて、別々の掛金率で算定します

## Q. 予定していた被覆時期（期間）に変更があった場合は？

A. 被覆期間（時期）の変更通知をしていただきます。通知後、掛金を再計算して、掛金に変更があれば、追徴・返還の手続きを行います。ほかにも解体・増築・改築・材質の変更がありましたらご連絡ください

## 2

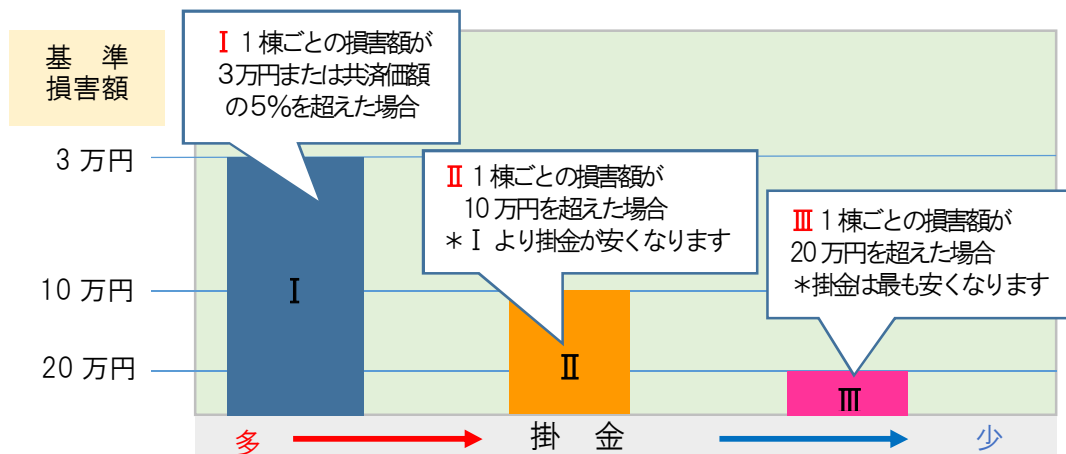
## 支払基準を選択できるようになりました

これまでは、共済金の支払い対象となる損害額を3万円または共済価額の10%のどちらか低い金額を超えた場合としていましたが、基準となる損害額を農家ごとに選択できるようになりました。

① 3万円 ② 10万円 ③ 20万円

選択した基準額が高いほど掛金は安くなります。

また、3万円を選択した場合の損害額が共済価額の10%から5%に引き下げられました。これまでより小さな被害でも対応できるようになります。



## Q&amp;A

## Q. 1棟ごとに支払基準は選択できるの？

A. 1棟ごとの選択はできません。附帯施設や復旧費用と同様に、加入している全棟に選択した基準額が適用されます

## ■ 加入できるのは

園芸施設本体	附帯施設	施設内作物	撤去費用	復旧費用
パイプハウス 雨よけハウス 鉄骨ハウス 等	冷暖房施設 カーテン装置 換気施設 遮光施設 かん水施設 等	ハウス内で栽培する農作物(野菜、花きなど) ※育苗は除く	倒壊した施設の撤去に要した費用	施設本体、附帯施設を再建・復旧した場合に要した費用

\* 乾燥、畜舎、車庫、物置など作物の栽培を目的としていないハウスは加入できません。

\* 複数の棟を所有している場合は全棟を加入してください（未被覆のものを含む）。

\* 復旧費用に係る掛金については全額農家負担となります。

## ■ 補償期間は

共済掛金を払い込んだ日の翌日から1年間です。

ビニールを張らない期間（未被覆期間）も本体の損害を補償します。

ハウス本体を周年で設置しない場合は、1ヶ月からの加入もできます。

## ■ 支払対象となる事故は

- 風水害、ひょう害、雪害、地震等の自然災害
- 火災
- 車両およびその積載物の衝突および接触
- 病虫害、鳥獣害 など

\* 以下の場合は支払対象外となります

- ・ 老朽化、腐敗等自然消耗によって生じた損害
- ・ 盗難、いたずら
- ・ 故意もしくは重大な過失
- ・ 損害発生のお知らせを怠った場合や不実のお知らせをした場合 など

## ■ 補償される金額（共済金額）は

共済金額とは被害にあったとき補償される金額です。

最高で加入時の時価額（共済価額）の80%まで補償します。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{補償割合}$$

## ■ 共済掛金は

**掛金の2分の1を国で負担します。**（共済金額の合計1億6千万円まで）

※復旧費用については、全額農家負担となります。

掛金率は、過去の事故率によって農家ごとに設定します。（危険段階別掛金率）

ビニールの年間被覆計画により、被覆期間と未被覆期間それぞれの掛金を合算します。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2}$$

## ■ 共済金の計算方法は

1 事故、1 棟ごとに損害額が加入時に選択した小損害不填補の額を超えた場合に共済金をお支払します。

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \text{補償割合}$$

### 支払例

\* 補償割合 80%

#### ■ 加入状況

\* 3 間×15 間 (45 坪) パイプ 61 本

共済価額 (時価額) 50 万円 = 本体 35 万円 + ビニール 15 万円

共済金額 (補償額) 40 万円 = 50 万円 × 80%

#### ■ 事故状況

強風により屋根面ビニールに  
100%の被害  
(屋根面被覆構成割合 62.2%)

損害額 ビニール 150,000 円 × 62.2% = 93,300 円  
支払共済金 93,900 円 × 80% = **74,640 円**

強風により全損

損害額  
ビニール 150,000 円 + 本体 350,000 円 = 500,000 円  
支払共済金 500,000 円 × 80% = **400,000 円**

※ビニールに被害が発生した場合は、補償開始日から経過月数に応じた自然消耗割合が適用されます。

## ■ 被害発生および異動の連絡

- ① 被害が発生したときは、速やかにご連絡ください。職員が被害状況を確認いたします。
  - ② 被覆計画に変更があったとき、施設の異動が生じたときも速やかにご連絡ください。
- \* 被害状況を確認できない場合、原因を特定できない場合は共済金の支払いができなくなります。

## ■ 撤去費用／復旧費用について

農家の選択により、撤去費用、復旧費用を補償の対象とすることができます。

- \* 撤去費用 倒壊した園芸施設の解体、搬出及び処分に要する費用を補償します。
  - \* 復旧費用 園芸施設本体、附帯施設を復旧するのに要する経費を補償します。
- ※復旧費用の掛金は全額農家負担となります。

## お問い合わせはお近くの NOSAI へ

### ■ 秋田県農業共済組合

● 本 所 TEL 018-825-7311

● 北 鹿 支 所 TEL 0186-23-7401

● 北秋田山本支所 TEL 0185-54-5540

● 中 央 支 所 TEL 018-865-1701

● 仙 北 支 所 TEL 0187-63-1066

● 横 手 市 支 所 TEL 0182-32-4150

● 雄 勝 支 所 TEL 0183-73-7131

■ 由 利 農 業 共 済 組 合 TEL 0184-24-3301